

経費が上がって
困っていませんか？

農業生産資材高騰対策補助金

新型コロナウイルス感染症の影響および国際情勢に伴う資材価格等の上昇により、営農に大きな影響がでていることから、町内の農業者を支援し、営農継続に向けた安定生産の下支えを図るために、高騰した資材価格等のかかり増し経費の一部を助成します！

▶ 問合せ 役場産業課

補助対象者

- ① 町内に住所を有する、販売農家 ※、認定農業者、新規就農者
- ② 令和3年度中に営農しており、引き続き令和5年度以降も営農を行う意思のある者
※経営耕地面積 30a 以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家のこと

補助対象経費・補助額

令和3年度の確定申告書および決算書等※に基づき、以下の農業生産資材の各経費に、それぞれの高騰率を乗じて合計した額の2分の1の額（千円未満切り捨て）

※農業生産資材の領収書や販売証明含む

農業生産資材	高騰率	
(1) 肥料費	(1) 17.3%	} 合計
(2) 飼料費	(2) 24.3%	
(3) 諸材料費	(3) 2.0%	
(4) 動力光熱費	(4) 25.2%	

× $\frac{1}{2}$ =

補助額
補助上限額
120 万円

申請期間

令和4年8月1日(月)～令和5年1月31日(火)

受付窓口・申請方法

受付窓口：役場産業課、JA武豊営農センター

申請方法：申請書と、証拠書類(確定申告書、決算書等)を併せて申請してください

申請書は町ホームページから印刷するか、

役場産業課またはJA武豊営農センターにお越しください



▲町ホームページ